

【議題 1】会長及び副会長の選出について

資料 1

令和7年12月の任期更新後、最初の経営審議会となるため、会長及び副会長を選出します。

会長及び副会長は、京都府公営企業の組織等に関する規程第27条で準用する第21条第2項により、委員の皆様方の中から互選により決定します。

事前に岩崎委員と藤木委員から、田中委員の会長への就任、及び西垣委員の副会長への就任を提案いただいていますので、承認の可否をお願いします。

1 提案内容

次のとおりに会長及び副会長を選出する。

- (1) 会長 田中 宏明 委員
- (2) 副会長 西垣 泰幸 委員

2 提案理由

これまでの経営審議会においても会長・副会長を務めてこられ、京都府流域下水道事業の推進に深く携わってこられた田中委員と西垣委員に会長・副会長に就任いただくよう提案します。

【議題2】各部会の設置について

京都府公営企業の組織等に関する規程第27条で準用する第23条第1項により、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができるとされています。これまでから設置している各部会を引き続き設置することについて承認の可否をお願いします。

設置する部会

1 投資部会

今後の施設整備の進め方について 等

2 財政部会

投資・財政計画の見直しについて 等

3 調査部会

流域下水道事業に関わる雨天時侵入水対策や水質改善等の技術的課題について 等

4 下水道管理のあり方検討部会

広域化・共同化、公民連携、DX推進など下水道管理のあり方について 等

なお、京都府公営企業の組織等に関する規程第27条で準用する第23条第3項により、部会の委員は会長が指名することとなっていることから、各部会の設置を承認いただけましたら、各部会の委員及び専門委員を資料2「部会委員名簿案」のとおり指名します。

＜参考＞京都府公営企業の組織等に関する規程

(京都府営水道事業経営審議会の会長及び副会長)

第21条 京都府営水道事業経営審議会(以下この章において「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

(中略)

(審議会の部会)

第23条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び専門委員をもつて組織する。

3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

(中略)

(準用)

第27条 第21条から前条までの規定は、京都府流域下水道事業経営審議会について準用する。